



- 「整理番号」欄
- ・ 報告書の第一面記載のものと同じ整理番号及び号機を記入すること。
- 「当該検査に関与した検査者」及び「その他の検査者」欄
- ・ 定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入すること。
  - ・ 当該遊戯施設の検査者が1人の場合は、空欄にしておくこと。
- 「検査者番号」欄
- ・ 検査者を特定できる番号、記号等を記入すること。
- 「既存不適格」欄
- ・ 「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入すること。
- 「担当検査者番号」欄
- ・ 「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入すること。ただし、当該遊戯施設の検査者が1人の場合は、空欄にしておくこと。
- 「設置時厚さ」欄
- 「現在厚さ」欄
- ・ 設計図書等により確認した新設時の厚さを記入すること。
  - ・ 検査で測定した厚さを記入すること。
  - ・ 現在厚さの設置時厚さに対する比率を右欄「%」に記入すること。
- 「腐食部分」欄
- 「摩耗部分」及び
- 「滑走路」欄
- ・ 「現在厚さ」には、腐食部分を除去した後に測定した厚さを記入のこと。
  - ・ 該当するレールの型式を○で囲むこと。
  - ・ 「設置時厚さ」には、設計図等で確認した新設時の厚さを記入のこと。
  - ・ 「現在厚さ」には、検査で測定した厚さを記入のこと。
- 「支持部材」欄
- ・ 「設置時厚さ」には設計図書等により確認した新設時の厚さを記入すること。
  - ・ 「現在厚さ」には検査で測定した厚さを記入すること。
  - ・ 現在厚さの設置時厚さに対する比率を右欄「%」に記入すること。
- 「制動片の残存厚み」欄
- ・ 製造者が検査方法を指定しているもので、製造者設計基準値と比較して判定するものは、「イ。」を○で囲むこと。
  - ・ 要重点点検(基準が定められていない場合は、( mm)内に「-」を記入すること。
  - ・ 「イ。」に該当しないものは「ロ。」を○で囲んだ上で、要重点点検及び要是正となる基準を記入すること。
  - ・ 製造者が指定していないものにあつては、「ハ。」を○で囲んで、前回定期検査時に測定した厚みを記入すること。
  - ・ 初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、( mm)内に「-」を記入すること。
  - ・ 今回の定期検査で測定した厚みを右欄「右 mm」・「左 mm」に記入すること。
- 「設置時厚さ」欄
- ・ 設計図書等により確認した新設時の厚さ、「現在厚さ」欄は今回の定期検査で測定した厚さを記入すること。
- 「駆動車輪装置」欄
- ・ 鋼製、ライニング、空気入りタイヤ、ソリッドタイヤのうち該当しない車輪を取消線で抹消すること。
  - ・ 製造者設計の基準値がある場合はその値を記入すること。
  - ・ 鋼製車輪について製造者設計基準値がない場合は、設置時の直径の2.5%または、6mmのうち、いずれか小さい値を記入すること。

(7)	駆動車輪装置	鋼製・ライニング・空気入りタイヤ・ソリッドタイヤ	基準値(      mm) 現在値(      mm)	%					
			基準空気圧(      kPa) 現在空気圧(      kPa)	%					
			設置時溝深さ(      mm) 現在溝深さ(      mm)	%					
<b>4 巻上装置</b>									
(1)	チェーンコンベア巻上装置	巻上用チェーン	軸直径測定	%					
			設置時直径(      mm) 現在直径(      mm)	%					
			リンク孔直径測定	%					
			設置時直径(      mm) 現在直径(      mm)	%					
			リンク板厚さ測定	%					
		スプロケット	設置時幅(      mm) 現在幅(      mm)	%					
(2)	ベルトコンベア巻上装置								
(3)	ワイヤーロープ巻上装置	主索	径:最も摩耗した主索の番号(      )	%					
			直径(      mm) 未摩耗直径(      mm)	%					
			素線切れ 最も摩損した主索の番号(      ) 該当する遊戯施設素線切れ判定基準(      )	1よりピッチ内の素線切れ数 本					
			素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
		主索本数(      本)							
		要重点点検の主索番号(      )							
		要是正の主索番号(      )							
(4)	緊張装置								
<b>5 安全装置</b>									
(1)	非常止め装置								
(2)	緩衝装置								
(3)	乗物逆行防止装置								
(4)	乗物急激降下防止装置								
(5)	制動装置	ブレーキ	ブレーキライニング・制動板の残存厚み						
			イ. 製造者が指定しているもの						
			要重点点検となる基準値(      mm) 右      mm						
			要是正となる基準値(      mm) 左      mm						
		ロ. 製造者が指定していないもの							
		設置時厚さ (右      mm)							
		(左      mm)							
(6)	速度制御装置								
(7)	追突防止装置								
(8)	水位検出装置								
<b>6 乗物関係</b>									
(1)	乗物								
(2)	客席部取付装置	丸鋼、リンクチェーン等	径:最も摩耗した丸鋼、リンクチェーン等の番号(      )	%					
			直径(      mm) 未摩耗直径(      mm)	%					
			丸鋼、リンクチェーン等本数(      本)						
		要重点点検の丸鋼、リンクチェーン等の番号(      )							
		要是正の丸鋼、リンクチェーン等の番号(      )							
		ワイヤーロープ	径:最も摩耗したワイヤーロープの番号(      )	%					
			直径(      mm) 未摩耗直径(      mm)	%					

- 「基準空気圧」欄
- ・ 製造者設計基準値がある場合はその値を記入すること。
  - ・ 製造者設計基準値がない場合は350kPaと記入すること。
- 「設置時溝深さ」欄
- ・ 新品時の溝深さを記入すること。「現在溝深さ」検査で測定した溝深さを記入。
  - ・ 今回の定期検査で測定した値をに記入すること。
  - ・ 現在値の基準値、設置時溝深さに対する割合をそれぞれ右欄「%」に記入すること。
- 「軸直径測定」、  
「リンク孔直径測定」、  
「リンク板厚さ測定」、  
及び「伸び率測定」  
(      リンク)
- ・ 設置時直径、厚さ及び長さは、設計図書等により確認した新設時の値をそれぞれ記入すること。
  - ・ 現在直径、厚さ及び長さは、今回の定期検査で測定した値を記入すること。
- スプロケット「設置時幅」
- ・ 測定したリンク数を記入すること。
  - ・ 設計図書等により確認した新設時の幅を記入すること。
  - ・ 現在値の設置時の値に対する比率を右欄「%」に記入すること。
- 「径」欄      番号(      )
- ・ 最も摩耗した主索の番号を記入すること。
  - ・ 綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径と最も摩耗の進んだ部分の直径を記入すること。
  - ・ 最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する比率を右欄「%」に記入すること。
- 「素線切れ」欄
- ・ 最も摩損した主索番号を記入すること。
  - ・ 素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当しないものを取消線で抹消すること。
- 「1よりピッチ内  
素線切れ数」欄
- ・ 1ピッチ内で最も素線切れが多い素線切れ数を記入すること。
- 「1構成より1ピッチ  
内最大素線切れ数」欄
- ・ 1ピッチ内で最も破断が多い1構成よりの破断数を記入すること。
  - ・ 主索の本数を記入すること。
  - ・ 該当する全ての主索番号を記入すること
- 「ブレーキ」欄
- ・ ブレーキライニング・制動板のいずれか該当しないものを取消線で抹消すること。
  - ・ 「イ。」または「ロ。」のいずれか該当するものを○で囲んだ上で、残存厚みの基準値または新設時の厚みを記入すること。
  - ・ 今回の定期検査で測定した残存厚みを右欄「右 mm」・「左 mm」に記入すること。
- 「径」欄
- ・ 最も摩耗した丸鋼、リンクチェーン及びワイヤーロープの番号を番号(      )に記入すること。
  - ・ 最も摩耗した部分の直径と摩耗していない部分の直径を記入すること。
  - ・ 右欄には最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径の比率を記入すること。

(2)	客席部取付装置	ワイヤーロープ	素線切れ 最も摩損したワイヤーロープの番号( ) 該当する遊戯施設素線切れ判定基準( ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本					
				1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
			ワイヤーロープ本数( ) 本 要重点点検のワイヤーロープの番号( ) 要是正のワイヤーロープの番号( )						
(3)	走行台車	探傷試験	種類 超音波・磁粉・浸透液 実施年月日 年 月 日						
		台車先端軸	基準値( mm) 現在値( mm)						
		台車中心軸	基準値( mm) 現在値( mm)						
(4)	車輪装置	車輪(鋼製・ライニング・空気入りタイヤ・ソリッドタイヤ)	基準値( mm) 現在値( mm)	%					
			基準空気圧( kpa) 現在空気圧( kpa)	%					
			設置時溝深さ( mm) 現在溝深さ( mm)	%					
		探傷試験	種類 超音波・磁粉・浸透液 実施年月日 年 月 日						
		主車輪軸	基準値( mm) 現在値( mm)						
		側車輪軸	基準値( mm) 現在値( mm)						
受車輪軸	基準値( mm) 現在値( mm)								
(5)	乗物引上げ金具								
(6)	車両連結器			基準値( mm) 現在値( mm)					
<b>7 ガイドシュー等</b>									
(1)	ガイドシュー等 (ガイドローラーを除く。)								
(2)	ガイドローラー	鋼製・ライニング・空気入りタイヤ・ソリッドタイヤ	基準値( mm) 現在値( mm)	%					
			基準空気圧( kpa) 現在空気圧( kpa)	%					
			設置時溝深さ( mm) 現在溝深さ( mm)	%					
(3)	ガイドレール及びレールブラケット								
(4)	ガイドロープ	径:最も摩耗したガイドロープの番号( ) 直径( mm) 未摩耗直径( mm)		%					
		素線切れ 最も摩損したガイドロープの番号( ) 該当する遊戯施設素線切れ判定基準( ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 80%超・80%以下		1よりピッチ内の素線切れ数 本					
				1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
		ガイドロープ本数( ) 本 要重点点検のガイドロープの番号( ) 要是正のガイドロープの番号( )							
<b>8 油圧装置、空圧装置及び揚水装置</b>									
(1)	油圧装置								
(2)	空圧装置								
(3)	揚水装置								
(4)	アクチュエーター								
(5)	離脱防止装置								
(6)	配管及び耐震対策								
(7)	油圧ゴムホース								
<b>9 電気設備</b>									
(1)	受電盤、制御盤及び操作盤	絶縁	電動機主回路(300V以下・300V超)	MΩ					
			制御回路(150V以下・150V超)	MΩ					

- 「種類」欄
- 該当しないものを取消線で抹消すること。
  - 試験を実施した日を記入し、試験に日数を要した場合は最終日を記入すること。
  - 探傷試験結果の概要が分かる資料を添付すること。
- 「基準値」欄
- 製造設計者の基準値がある場合はその数値を記入すること。
  - 基準値がない場合は、ころがり軸受けで軸が回転するときは0.03mm、転がり軸受けが回転しない場合は0.2mm、すべり軸受けのときは軸の直径の200分の1の値を記入すること。
- 「現在値」欄
- 軸と軸受けのすき間を測定した値を記入すること。
  - 複数ある場合は最も摩耗が進行しているものを記入すること。

- 「絶縁」・「接地」欄
- 該当しないものを取消線で抹消すること。
  - 今回の定期検査で測定した抵抗値を値を右欄「MΩ」に記入すること。

(1)	受電盤、制御盤及び操作盤	絶縁	信号回路(150V以下・150V超)	MΩ					
			照明回路(150V以下・150V超)	MΩ					
		接地	動力回路(300V以下・300V超)	Ω					
			照明回路(300V以下・300V超)	Ω					
(2)	電圧計、電流計及び表示灯								
(3)	配電線及び配管	接地	基準抵抗値 Ω	Ω					
(4)	避雷設備	接地	基準抵抗値 10Ω	Ω					
(5)	照明電飾								
(6)	給電線及び集電装置	給電線	基準値( mm) 現在値( mm)						
		集電子	基準値( mm) 現在値( mm)						
(7)	リミットスイッチ及びセンサー								
(8)	非常停止ボタン								
<b>10</b>	<b>その他の設備</b>								
(1)	乗降場及びスタート台								
(2)	着水部								
(3)	点検用歩廊								
(4)	安全柵								
(5)	運転室								
(6)	機械室								
(7)	放送設備及び信号装置								
(8)	定員及び注意事項の表示								
(9)	風速計								
(10)	非常救出装置								
(11)	装飾物								
(12)	耐震対策								
<b>11</b>	<b>上記以外の検査項目</b>								
<b>特記事項</b>									
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

「接地」欄

- ・ 右欄に検査で測定した抵抗値を記入のこと。

「給電線及び

- ・ 製造者設計基準摩耗がある場合その値を記すること。

集電装置」欄

- ・ 製造者設計基準が場合は給電線は設置時の30%の値を、集電器は設置時の厚みの50%の値を記入すること。

※「ウォーターズライド」の場合は、次の項目を抜粋して作成すること。

1. 構造部分
2. 起動部分
3. 駆動装置及び伝導装置
5. 安全装置
7. 油圧装置、空圧装置及び揚水装置
8. 電気設備
9. その他の設備

「特記事項」欄

- ・ 検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかな場合は、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかな場合は「改善(予定)年月」欄に当該予定年月を( )書きで記入すること。